

議 事 日 程

第 5 回定例会
R 6 . 5 . 16 午後 4 時
狛江市役所 4 階特別会議室

1 審議事項

- (1) 議案第 32 号
狛江市教育振興基本計画の改定について（諮問）
- (2) 議案第 33 号
令和 7 年度使用教科書の採択について（諮問）
- (3) 議案第 34 号
狛江市体育施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第 35 号
狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱
- (5) 議案第 36 号
狛江市社会教育関係委員の任命について

2 報告事項

－ 議会報告 －

- (1) 令和 6 年狛江市議会第 2 回臨時会の結果について

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

- (1) 狛江市立学校における一斉閉庁の実施について
- (2) 学校徴収金事務処理（令和 4 年度分）に係る監査結果について
- (3) 令和 5 年度通学路合同点検に基づく対策実施結果について
- (4) 市民センター改修及び新図書館整備に関する周知等について

議案第 32 号

狛江市教育振興基本計画の改定について（諮問）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年5月16日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則第2条の規定に基づき、狛江市教育振興基本計画の改定について、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会に諮問する。

狛教教学発第 号
令和6年 月 日

狛江市教育振興基本計画
改定検討委員会委員長 様

狛江市教育委員会

狛江市教育振興基本計画の改定について（諮問）（案）

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則第2条の規定に基づき、狛江市教育振興基本計画の素案及び狛江市教育振興基本計画の改定に関して必要な事項の検討について、貴委員会に諮問します。

議案第 33 号

令和 7 年度使用教科書の採択について（諮問）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 5 月 16 日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度使用中学校教科書の採択について、教科書選定協議会に諮問する。

狛教教指発第 号
令和6年 月 日

教科書選定協議会会長 様

狛江市教育委員会

令和7年度使用教科書の採択について（諮問）（案）

狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和7年度使用中学校教科書の採択について、貴協議会に諮問します。

議案第 34 号

狛江市体育施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 5 月 16 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

令和 6 年 4 月 1 日より狛江市体育協会の名称が狛江市スポーツ協会に変更となったことに伴い、該当箇所を改正する。

狛江市体育施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市体育施設使用特別申請取扱規則（平成28年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（対象となる事業）</p> <p>第2条 特別申請を行うことができる事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） <u>狛江市スポーツ協会</u>に加盟する協会又は連盟が委員会の後援を得て、スポーツ及びレクリエーションの振興を目的として市民を対象に広く参加者を公募して開催する大会等</p> <p>（5）・（6） （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（対象となる事業）</p> <p>第2条 特別申請を行うことができる事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） <u>狛江市体育協会</u>に加盟する協会又は連盟が委員会の後援を得て、スポーツ及びレクリエーションの振興を目的として市民を対象に広く参加者を公募して開催する大会等</p> <p>（5）・（6） （略）</p> <p>2 （略）</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第 35 号

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年5月16日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

令和6年4月1日より狛江市体育協会の名称が狛江市スポーツ協会に変更となったこと、また事業内容及び企画運営方法を踏まえた組織の変更を行うことに伴い、所要の改正を行う。

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱（案）

令和 年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱（令和4年教育委員会要綱第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 推進委員会は、委員<u>16人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>狛江市スポーツ協会職員</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>スポーツ推進委員会議委員</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>狛江市地域包括支援センター職員</u></p> <p>(12) <u>高齢障がい課長</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>子ども家庭課長</u></p> <p>(15) <u>社会教育課長</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 推進委員会は、委員<u>13人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>狛江市体育協会職員</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>スポーツ推進員委員会議委員</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>社会教育課長</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>高齢障がい課長</u></p>

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第 36 号

狛江市社会教育関係委員の任命について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 5 月 16 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

社会教育関係委員のうち新たに選出された学校教育関係者について、委員の任命を行う。

狛江市社会教育関係委員名簿

狛江市立公民館運営審議会委員

任期:任命日～令和7年(2025年)3月31日

	氏 名	再・新	就任期数	選出区分	備 考
1	<small>シタラ</small> 設楽 <small>サトル</small> 知	新	1期	学校教育関係者	

■令和6年狛江市議会第2回臨時会の結果について

(会期：令和6年4月26日～5月15日)

○議案（教育委員会関連）

議案		結果
議案第 29 号	中央図書館のあり方に関する住民投票条例の制定について	否決

狛教教学発第 000123 号

令和 6 年 月 日

狛江市立学校長 各位

狛江市教育委員会

教育部長 波瀬 公一

(公 印 省 略)

狛江市立学校における一斉閉庁の実施について (依頼)

市立学校の教職員のワークライフバランスの向上を図るとともに、学校施設の一斉点検等を実施するため、下記のとおり、市立学校全校の閉庁日を設定いたします。

つきましては、下記記載の依頼事項に御協力をお願いいたします。

貴管下の教職員に遺漏なく周知いただくとともに、別添の案内文を保護者に配布していただきますようお願いいたします。

記

- ・閉庁期間は、8月12日(月)から16日(金)までとする。
- ・この間、校舎内には立ち入らないこととする。
- ・この間、証明書の発行等の窓口業務及び電話対応は、原則として行わないこととする。
- ・この間、児童・生徒の登校や校内での部活動は、原則として行わないこととする。
- ・この間、緊急の事態が発生したときは、教育委員会に連絡する。

※なお、一斉閉庁期間中において、学童クラブは開設いたします。

保護者の皆様

狛江市立学校における学校閉庁の実施について

日頃より、学校運営と狛江市の教育行政に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨年度に引き続き、本年度も狛江市立学校の教職員のワークライフバランスの向上と、学校施設の一斉点検等を行うため、狛江市立学校全校の閉庁日を設定することとしましたので、お知らせします。

この期間は、原則として教職員は出勤せず、証明書の発行等の窓口業務は行いません。電話についても、自動音声ガイダンスによる応答となり、教職員による対応はいたしません。原則として児童・生徒の登校等も行いません。(学童クラブは開設します。)

学校閉庁期間：8月12日（月）から16日（金）まで

-8月-

月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11
12 振替休日	13	14	15	16	17	18

なお、緊急時は下記の連絡先に御連絡ください。

○緊急時連絡先

狛江市教育委員会 03-3430-1111 (狛江市役所代表)

- ・児童生徒に係る緊急事態 指導室 指導教職員係 (内線 2332)
- ・上記以外の問合せ 学校教育課 教育庶務係 (内線 2321)

学校徴収金事務処理（令和4年度分）に係る監査報告書

校長の私費会計として取り扱われる学校徴収金（令和4年度分）について、狛江市立小中学校の学校徴収金事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、別紙のとおり、小学校3校及び中学校2校に対し、その事務処理に係る監査を実施した。

監査対象校において、意図的に不正な会計処理等が行われた形跡は見受けられなかったが、すべて適正に管理されていると認めるには課題が残る学校もあった。

指摘事項として複数の学校に共通して見受けられたものは、以下のとおりである。

(1) 校内確認書類の決裁漏れ

「支払管理簿」等、複数名が確認し担当者から校長までの確認印が押されている書類について、途中の決裁者の確認漏れ、印漏れの書類が見られた。適正な処理をお願いする。

(2) 請求書等の宛名について

納品書、請求書、領収書等の宛名が校長となっておらず、学校名、学年名、担当教員名となっている状況が散見された。学校徴収金は、保護者が受益者負担の考え方にに基づき、必要な実費を負担するうえで学校に管理を負託しているもので、準公費としての性格を有することから、教職員個人名で請求を受けて支払うのは不適切である。職としての校長あてに請求を受け、支払い、領収書をもらうようお願いする。

(3) 一件10万円以上の支払いとなる場合の支出負担行為の決定について

要綱第8条により、学校徴収金の支出負担行為にあたっては、書面にて仕様を提示し、複数業者から見積もりをとることが原則であり、複数業者から見積もりをとらない場合には、その理由を書面にて明らかにしておかなければならない（一件につき10万円未満の場合には校長の責任において省略可。）と規定されているが、教材の選定、購入にあたりそれらが行われていない状況がみられた。

保護者の費用負担を抑えるため、見積額の低い業者に発注することが原則であるが、特定の教材で他の取扱業者がない等の場合には、その教材を選定した過程（比較検討した他教材情報等）を明確に記録しておいていただくようお願いする。

また、これらのことについて、今回監査した全5校の「校内監査」で、指摘が行われていなかった。「校内監査」は、学校徴収金に係る事務の適否を確認し、必要に応じて改善を行い、適正な事務の維持が目的である。監査委員となる者が目的を正しく理解し、校内監査を形骸化させることなく実施されるようお願いする。

【別紙1】 学校徴収金事務処理に係る監査結果（狛江第一小学校）

1. 実施校 狛江第一小学校
2. 調書作成者 副校長 岸田 和之
3. 確認事項 令和4年度分の学校徴収金に関する事務処理・管理状況等
4. 確認方法 帳票類及び調書回答の確認、現地確認及び関係者へのヒアリング
 ※ 印鑑、通帳、金庫の鍵の保管、帳簿・決算書・保護者への通知文書・校内監査報告書・業者選定会議の記録・調書回答その他関連資料の確認
5. 結果
 校長の私費会計として取り扱われる学校徴収金について、次のとおり確認した。

	口座管理	現金管理	出納簿	領収書	決算書	校内監査
教科活動費	有	無	有	有	有	有
儀式(卒業アルバム)費	P T Aで管理					有
学校行事費	教科活動費と一括管理					
校外活動費	教科活動費と一括管理					
夏季施設費(5年)	有	無	有	有	有	有
移動教室費(6年)	有	無	有	有	有	有

■ 学校徴収金の基本事項の明示及び執行の原則

保護者への通知内容について、徴収目的・金額・方法について適正に記載されている。

■ 事務処理

会計毎に事務担当者が選任され、適正な事務処理が行われている。

■ 予算及び決算の公表

予算については、特に提示されていないが、月次発行の学年だよりで集金内容、集金日を明確に通知し、また、決算については、担当者として監査役の記名押印のある収支報告書の写しを添付し各学年で学期毎に報告する等、適正に公表されている。

■ 現金及び預金の管理

学校における現金管理は必要最小限が心掛けられており、徴収金は金融機関に預託している。また、口座名義人は校長であり、通帳、印鑑、金庫の鍵は校長自らが適正に管理している。

■ 会計事務の原則

一会計年度の支出は当該年度の収入をもって充てられ、会計間の流用は行われず、公金に準じて適正に取り扱われている。

■ 契約及び検収

契約や発注にあたっては、書面にて仕様を提示し、複数業者から見積もりをとったうえで、適正に行われている。また、複数業者の見積もりによらず発注した一部のケースについても、理由を明らかにした記録があり、適正な処理であることが確認できる。

■ 業者選定会議

1件につき50万円を超える支出負担行為が見込まれる移動教室（6年生）及び夏季施設（5年生）の委託業者について、全小学校共通で校長会において、業者選定会議を開催し選定している。いずれも複数業者から比較検討のうえ選定しており、適正に実施されている。

■ 収支書類等の保管

収支書類等の保管については、当該年度を含む過去5年分が適正に保存されている。

■ 校内監査

会計監査は、学期毎に適正に実施されている。要綱第11条に基づく校内監査は、令和5年6月23日付で報告書が校長に提出されているが、令和2年度に公会計化した給食費についての口座管理や出納簿等が「有る」との報告がされており、校内監査の精度に問題がある。

■ 個人情報の保護

児童及び保護者の個人情報について、適切な保護及び適正な管理が行われている。

■ その他

概ね適正な事務処理が行われている。

■ 指摘事項

校内確認書類の決裁漏れ及び請求書等の宛名について、適正な処理をお願いする。また、転出者への精算及び返金は、速やかに行うようお願いする。

【別紙2】 学校徴収金事務処理に係る監査結果（狛江第五小学校）

1. 実施校 狛江第五小学校
2. 調書作成者 副校長 岩淵 美香
3. 確認事項 令和4年度分の学校徴収金に関する事務処理・管理状況等
4. 確認方法 帳票類及び調書回答の確認、現地確認及び関係者のヒアリング
 ※ 印鑑、通帳、金庫の鍵の保管、帳簿・決算書・保護者への通知文書・校内監査報告書・業者選定会議の記録・調書回答その他関連資料の確認
5. 結果
 校長の私費会計として取り扱われる学校徴収金について、次のとおり確認した。

	口座管理	現金管理	出納簿	領収書	決算書	校内監査
教科活動費	有	無	有	有	有	有
儀式(卒業アルバム)費	PTAで管理					
学校行事費	教科活動費と一括管理					
校外活動費	教科活動費と一括管理					
夏季施設費(5年)	無	有	有	有	有	有
移動教室費(6年)	無	有	有	有	有	有

■ 学校徴収金の基本事項の明示及び執行の原則

保護者への通知内容について、徴収目的・金額・方法について適正に記載されている。

■ 事務処理

会計毎に事務担当者が選任され、適正な事務処理が行われている。

■ 予算及び決算の公表

予算については、特に提示されていないが、月次発行の学年だよりで集金内容、集金日を明確に通知し、また、決算については、担当者として監査役の記名押印のある決算書の写しを添付し各学年で学期毎に報告する等、適正に公表されている。

■ 現金及び預金の管理

学校における現金管理は必要最小限が心掛けられており、徴収金は金融機関に預託している。また、口座名義人は校長であり、通帳、印鑑、金庫の鍵は校長自らが適正に管理している。

■ 会計事務の原則

一会計年度の支出は当該年度の収入をもって充てられ、会計間の流用は行われず、公金に準じて適正に取り扱われている。

■ 契約及び検収

契約や発注にあたっては、複数業者から見本の提示を受け、各学年で検討したうえで行っているとのことだが、適正な処理であることが確認できる記録が残されていなかった。

■ 業者選定会議

1件につき50万円を超える支出負担行為が見込まれる移動教室（6年生）及び夏季施設（5年生）の委託業者について、全小学校共通で校長会において、業者選定会議を開催し選定している。いずれも複数業者から比較検討のうえ選定しており、適正に実施されている。

■ 収支書類等の保管

収支書類等の保管については、当該年度を含む過去5年分が適正に保存されている。業者の領収書にも適正な印紙が貼付されていた。

■ 校内監査

会計監査は、学期毎に適正に実施されている。また、要綱第11条に基づく校内監査は、令和5年7月24日付で報告書が校長に提出されている。

■ 個人情報の保護

児童及び保護者の個人情報について、適切な保護及び適正な管理が行われている。

■ その他

概ね適正な事務処理が行われている。口座振替ができなかった方からの徴収は、すべて振込による徴収ができており、また、業者への支払いも業者が手数料を負担する振込で行っているため、現金取扱がほとんどない状況である。

■ 指摘事項

請求書・領収書の宛名について、改善の取組中であるため完了させるよう。また、一件10万円以上の支払いとなる場合の支出負担行為の決定について複数業者から見積もりをとらない場合は、その教材を選定した過程（比較検討した他教材情報等）を明確に記録しておいていただくようお願いする。

【別紙3】 学校徴収金事務処理に係る監査結果（和泉小学校）

1. 実施校 和泉小学校
2. 調書作成者 副校長 淋 慎一郎
3. 確認事項 令和4年度分の学校徴収金に関する事務処理・管理状況等
4. 確認方法 帳票類及び調書回答の確認、現地確認及び関係者のヒアリング
印鑑、通帳、金庫の鍵の保管、帳簿・決算書・保護者への通知文書・校内監査報告書・業者選定会議の記録・調書回答その他関連資料の確認
5. 結果
校長の私費会計として取り扱われる学校徴収金について、次のとおり確認した。

	口座管理	現金管理	出納簿	領収書	決算書	校内監査
教科活動費	有	無	有	有	有	有
儀式(卒業アルバム)費	PTAで管理					
学校行事費	教科活動費と一括管理					
校外活動費	教科活動費と一括管理					
夏季施設費(5年)	有	無	有	有	有	有
移動教室費(6年)	有	無	有	有	有	有

■ 学校徴収金の基本事項の明示及び執行の原則

保護者への通知内容について、徴収目的・金額・方法について適正に記載されている。

■ 事務処理

各会計ごとに事務担当者が選任され、適正な事務処理が行われている。

■ 予算及び決算の公表

予算については、特に提示されていないが、月次発行の学年だよりで集金内容、集金日を明確に通知し、また、決算については担当者と監査役の記名押印のある収支報告書の写しを添付し各学年で学期毎に報告する等適正に公表されている。

■ 現金及び預金の管理

学校における現金管理は必要最小限が心掛けられており、徴収金は金融機関に預託している。また、口座名義人は校長であり、通帳、印鑑、金庫の鍵は校長自らが適正に管理している。

■ 会計事務の原則

一会計年度の支出は当該年度の収入をもって充てられ、会計間の流用は行われず、公金に準じて適正に取り扱われている。

■ 契約及び検収

契約や発注にあたっては、書面にて仕様を提示し、複数業者から見積を取ったうえで適正に行われ、また、複数業者の見積によらず発注した一部のケースについても理由を明らかにした記録があるとのことだったが、適正な処理であることが確認できる記録は確認できなかった。

■ 業者選定会議

1件につき50万円を超える支出負担行為が見込まれる移動教室（6年生）及び夏季施設（5年生）の委託業者について、全小学校共通で校長会において、業者選定会議を開催し選定している。いずれも複数業者から比較検討のうえ選定しており、適正に実施されている。

■ 収支書類等の保管

収支書類等の保管については、当該年度を含む過去5年分が適正に保存されている。

■ 校内監査

会計監査は、学期毎に適正に実施されている。

要綱第11条に基づく校内監査は、令和5年3月24日付で報告書が校長に提出されている。

■ 個人情報の保護

児童及び保護者の個人情報について、適切な保護及び適正な管理が行われている。

■ その他

概ね適正な事務処理が行われている。

■ 指摘事項

請求書、領収書の宛名について、学年の教諭名のもが見受けられたため、適正な処理をお願いします。

【別紙4】 学校徴収金事務処理に係る監査結果（狛江第一中学校）

1. 実施校 狛江第一中学校
2. 調書作成者 都事務支援員 白石 奈津美
3. 確認事項 令和4年度分の学校徴収金に関する事務処理・管理状況等
4. 確認方法 帳票類及び調書回答の確認、現地確認及び関係者のヒアリング
印鑑、通帳、金庫の鍵の保管、帳簿・決算書・保護者への通知文書・校内監査報告書・業者選定会議の記録・調書回答その他関連資料の確認
5. 結果
校長の私費会計として取り扱われる学校徴収金について、次のとおり確認した。

	口座管理	現金管理	出納簿	領収書	決算書	校内監査
教科活動費	有	無	有	有	有	有
儀式(卒業アルバム)費	教科活動費と一括管理					
学校行事費	教科活動費と一括管理					
校外活動費	教科活動費と一括管理					
移動教室費(2年)	業者委託	無	—	—	—	—
修学旅行費(3年)	業者委託	無	—	—	—	—

■ 学校徴収金の基本事項の明示及び執行の原則

保護者への通知内容について、徴収金額・方法等について適正に記載されている。

■ 事務処理

会計毎に事務担当者が選任され、事務処理が行われている。

■ 予算及び決算の公表

予算について、年度当初に保護者に通知している。また、決算については担当者と監査役の記名押印のある決算書の写しを添付し報告する等、適正に公表されている。

■ 現金及び預金の管理

学校における現金管理は、必要最小限が心掛けられており、徴収金は金融機関に預託している。また、口座名義人は校長であり、通帳、印鑑は校長が、金庫の鍵は副校長が適正に管理している。

■ 会計事務の原則

一会計年度の支出は当該年度の収入をもって充てられ、会計間の流用は行われず、公金に準じて適正に取り扱われている。

■ 契約及び検収

契約や発注にあたって、書面にて仕様を提示し、複数業者から見積もりをとっていることを示す書類が保管されていない状況がある。

■ 業者選定会議

1件につき50万円を超える支出負担行為が見込まれる移動教室(2年生)、修学旅行(3年生)及び卒業アルバムの委託業者については、管理職及び教務主任を含む教員による業者選定会議を開催し選定している。いずれも複数業者から比較検討のうえ選定しているが、選定理由が明確に記録されていない状況がある。

■ 収支書類等の保管

収支書類等の保管については、当該年度を含む過去5年分のうち、一部を除いてほとんどが保存されている。

■ 校内監査

会計監査は、年度末に適正に実施されている。

校内監査は、令和5年5月30日付で報告書が校長に提出されているが、監査委員に学校徴収金事務に直接関わる都事務支援員が含まれており、人選が適正ではない。

■ 個人情報の保護

生徒及び保護者の個人情報について、適切な保護及び適正な管理が行われている。

■ その他

概ね適正な事務処理が行われているが、部活動費については、管理・監査が顧問のみで行われ、各会計を管理職等が定期的に報告を受けるなどの措置もとられていない状況があった。

■ 指摘事項

口座の残金が十分にあり特に他の理由がないにもかかわらず、一部の学年で業者への支払いを分割し、かつ遅滞(約8カ月)したものがあった。保護者が負託した徴収金は、教材の支払いを行うための預かり金であるため、速やかな支払いをお願いする。

また、各学年で業者選定会議を経ずに1件につき50万円を越える教材費の支払いがあったが、各教科で選定し発注した教材を業者がまとめて請求したものであった。発注ごとに請求を受けることで改善を図りたい。

その他、校内確認書類の決裁漏れ及び請求書等の宛名、部活動費の管理職確認について、改善をお願いする。

【別紙5】 学校徴収金事務処理に係る監査結果（狛江第三中学校）

1. 実施校 狛江第三中学校
2. 調書作成者 副校長 設楽 知
3. 確認事項 令和4年度の学校徴収金に関する事務処理・管理状況等
4. 確認方法 帳票類及び調書回答の確認、現地確認及び関係者のヒアリング
印鑑、通帳、金庫の鍵の保管、帳簿・決算書・保護者への通知文書・校内監査報告書・業者選定会議の記録・調書回答その他関連資料の確認
5. 結果
校長の私費会計として取り扱われる学校徴収金について、次のとおり確認した。

	口座管理	現金管理	出納簿	領収書	決算書	校内監査
教科活動費	有	無	有	有	有	有
儀式(卒業アルバム)費	有	無	有	有	有	有
学校行事費	有	有	有	有	有	有
校外活動費	有	無	有	有	有	有
移動教室費(2年)	有	無	有	有	有	有
修学旅行費(3年)	有	無	有	有	有	有

■ 学校徴収金の基本事項の明示及び執行の原則

保護者への通知内容について、徴収目的・金額・方法について適正に記載されている。

■ 事務処理

会計毎に事務担当者が選任され、適正な事務処理が行われている。

■ 予算及び決算の公表

予算について、年度当初に保護者に通知している。また、会計担当から個別に集金内容、集金日を明確に通知している。

決算については担当者と監査役の記名押印のある収支報告書の写しを添付し各学年で年度末に報告し、適正に公表されている。

■ 現金及び預金の管理

学校における現金管理は、必要最小限が心掛けられており、徴収金は金融機関に預託している。また、口座名義人は校長であり、通帳、印鑑、金庫の鍵は校長自らが適正に管理

している。

■ 会計事務の原則

一会計年度の支出は当該年度の収入をもって充てられ、会計間の流用は行われず、公金に準じて適正に取り扱われている。

■ 契約及び検収

契約や発注にあたっては、複数業者から見積を取って選定、または選定理由が明記されており、適正な処理が行われている。

■ 業者選定会議

1件につき50万円を超える支出負担行為が見込まれる卒業アルバム及び宿泊行事の委託業者については、保護者代表を複数名入れて業者選定会議を開催し選定している。いずれも複数業者から企画・見積もりを取り、比較検討のうえ選定しており、適正に実施されている。

■ 収支書類等の保管

収支書類等の保管については、当該年度を含む過去5年分が適正に保存されている。

■ 校内監査

会計監査は、副校長と各学年主任教諭により、年度末に適正に実施されている。

校内監査は、学校経営補佐と主幹教諭により実施され、令和5年4月21日付で校長に報告書が提出されている。

■ 個人情報の保護

生徒及び保護者の個人情報について、適切な保護及び適正な管理が行われている。

■ その他

概ね適正な事務処理が行われている。

部活動費については、管理職、顧問で管理され、管理職により監査が行われている。各会計を管理職等が定期的に報告を受け、かつ内容を確認しており、適正に実施されている。

■ 指摘事項

徴収金事務自体は適正であるが、請求書や領収書の保管にあたり、すべて写しを取ったうえでその紙に本書を貼付してあるなど、過剰に労力、時間、経費をかけたと思われる整理が行われていた。また、必要性のあることと意味を持たないことが混在してファイリングされており、監査を行うにも容易に把握できる状況ではなかった。今後は事故防止のためにも事務改善を図られたい。

令和5年度 狛江市通学路合同点検に基づく対策箇所一覧表(令和6年3月末現在)

学区	住所・位置	課題内容	対策内容	対策実施機関	進捗状況
一 小	和泉本町1-15~18(T字路3か所)	1-15と1-16の間、1-16と1-17及び1-17と1-18の間の地点について、T字がほとんど消えている。	T字の塗り直し	道路交通課	令和6年3月対策済
	品川道(松原児童遊園脇)	歩道が狭く、道もカーブしているので、危険	安全なルートの周知 登校状況調査	狛江第一小学校	対策済
三 小	東和泉2-6(清水川公園入口、交差点)	見通しが悪く狭い道で自動車、自転車、歩行者の交通量が多く危険	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。		対策済
	岩戸南1-7-1	道が狭く、交通量が多い。スピード超過の自動車・自転車も多いので、危険	「スピードおとせ」の路面標示	道路交通課	令和5年11月対策済
	岩戸南2-22-9(交差点)	建物や壁で視界が遮られ、出会い頭の衝突の可能性がある。	「自転車は車道を走るように」注意喚起をする看板の設置	道路交通課	令和6年3月対策済
	岩戸南4-15	朝抜け道として利用している自動車が多く、スピード超過の自動車もいる。 見通しも悪い。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。		対策済
	岩戸南3-18-13(十字路)	十字路に付いているカーブミラーの角度が悪く、電信柱で見えない状態になっているため、歩行者は自動車の確認ができない。自動車からも歩行者が見えず、スピードを落とさず曲がってくるので、危険	ミラーの角度調整の実施	道路交通課	令和5年11月対策済
	駒井町1-15-6(狛江三小前交差点)	三小から向かって歩いている場合、押しボタン式の信号のボタンを押すには、少し左に入る必要がある。その際、ランドセルが車道にはみ出す形になり、狭い水道道路を歩道ギリギリで走っている自動車や自転車と接触する恐れがある。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。		対策済
岩戸川緑道入口	2022年10月26日、地域の保護者の通報を受けた三小職員が不審者を確保し、警察に通報。下校時刻以降の人通りが少ない。	引き続き児童に注意喚起する。	狛江第三小学校	対策済	
五 小	東野川3-6-5(みつおさ通り)	スピード超過の自動車が多い。朝、夕方は交通量も多い。	横断歩道の塗り直し	調布警察署	令和6年3月対策済
	和泉本町2-15-2【市民グラウンド】～東野川1-35【五小通り】(丸山通り)	横断歩道、ひし形のダイヤモンド、歩道の白線、交差点を表示する路面標示が消えているところがあります。そのため、横断歩道の前に歩行者が立っていても自動車はスピードを下げず止まらないということが多く発生している。	路面標示と区画線の塗り直し	道路交通課 調布警察署	工事中の箇所も多く、広範囲のため、令和6年度中に対策予定
	和泉本町2-16-5～和泉本町2-7	多くの交差点がこの区間にあるが、ミラーがない箇所が多い。またスピード超過の自動車も多く危険	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。		対策済
	東野川4-12	木が生い茂り、カーブミラーが見えなくなっている。 木や植栽が歩道まで伸びており、避けて通らざるを得ない。	木のせん定を実施済み	道路交通課	令和5年10月対策済
六 小	東和泉2-20-12(交差点)	大きな木があるため、これを避けるため隙間を通る児童が多いですが、停止線がそれよりも前であるため危険	注意喚起の看板の設置	道路交通課	令和6年3月対策済
	猪方2-25(猪方交番前)	T字路の見通しが悪いので、自転車などがスピードを落とさず出てくる。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。		対策済
緑 野 小	西野川2-4-15(交差点)	自動車や自転車の往来が多い。 道が狭いのに抜け道になっており、スピード超過の自動車もいる。	路面標示の塗り直しは行うが、現状実現可能な対策は実施済み	道路交通課	令和6年3月対策済
	西野川3-10-12	出入りする自動車が行き交うため危険	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。		対策済
二 中	岩戸南1-6(交差点)【三小通学区域】	一の橋通りにあるミラーの角度がずれており、自動車から一の橋通りの自動車や歩行者を確認できない。	ミラーの角度調整を実施	道路交通課	令和5年10月対策済